

市税や県税の

納め忘れは

ありませんか

市と県では12月を県内共通の「**滞納整理強化月間**」とし、滞納されている方に対して、重点的な滞納整理を行います。

納税に応じていただけない場合は、財産調査を行い、給与や預貯金、不動産などの財産を差し押さえ、強制的に徴収する滞納処分を行うことになりま
すので、もう一度、納め忘れがないか
お確かめください。

皆さんが納められた市税や県税は、福祉・環境・教育など地域住民の皆さんへの身近な行政サービスを提供しています。納期までに正しく納税し
よう。

※お問い合わせ、納税相談は左記まで
ご連絡ください

差押

不動産
登記簿に登録され、権利者に通知するほか、納税がなければ公売を行います。



給与
勤務先に給与の照付主として、給与等差押しを
行い、雇用主
をた後、雇
えから取り
立てます。



自動車登録

登録を差押さえると自動車の抹消登録ができなくなり後日、自動車を引き上げ、公売を行います。



預貯金

原則として即時取り立てを行いますが、振替の自動振替で振替がなくなる場合があります。



○市税：納税課 滞納対策係

TEL 65・0681

FAX 63・4574

○県税：甲賀県事務所 税務課

TEL 63・6107

FAX 63・0439

市税に関する納税相談は、左記各支所でも行っています。

- 水口支所 総合窓口課
- 土山支所 総合窓口課
- 甲賀支所 総合窓口課
- 甲南支所 総合窓口課
- 信楽支所 総合窓口課

市民生活課より
知っく!

お悩み相談室

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

かたり商法と点検商法

『かたり商法』とは、市役所や消防署などあなたも公的機関の職員やその関係者であるように思わせ、商品やサービスを契約させる手口です。

具体的には「市の水道課から来ました。」あるいは「市の水道課から依頼されて来ました。」などと言って、「水道の排水管を今度、本管は市が掃除をしますが、宅内の排水管は個人の責任になり、それまでに掃除をしなければならぬ。今なら格安になっていますのでどうですか。」と言います。また、消防署員などをかたり、消火器やガス警報機を点検しますと言いつつ、「もう期限切れです。新しいものと取り替えなければいけない」「消火器は今設置が義務づけられています。」などと言いつつ、新しいものを売りつける業者もあります。

『点検商法』は家庭のファンや白蟻点検は法律で義務づけられているとか、水道水の点検に来ましたと言いつつ、勝手に蛇口から取った水道水に薬品を入れて検査をし、色が変わったところを見せて、「こんな水を飲んでいたら病気になる。」と言いつつ、浄水器などを販売する業者がいます。

その他、タニの点検、カビの点検、床下の点検、給水管の点検、アスベストの点検、建物の耐震強度の点検と消費者が不安を持つものならなんでもあります。

このような『かたり商法』や『点検商法』は青いつなぎの作業服などを着ている場合もあり、いかにも紛らわしく信用しがちです。

また、子どもがいる家庭なら学校から依頼された学習相談、教育アンケートという口実もあります。公的機関ではこのような直接販売や委託販売、また修繕や取替えなどの工事契約を行うことはありません。

水道課の職員や、消防署員をかたつた場合は必ず身分証明書の提示を求めてください。また、おかしいなと思ったら市役所や消防署などに確認してください。

問い合わせ

市民生活課 生活交通係

月曜日～金曜日 9時～15時

TEL 65・0685

FAX 63・4582